

一 第三十五条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分 公布の日

二 第三章（第三十五条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）第四十三條第一項、第二項第二号及び第三項、第四十五條第一項、第二項並びに第三項第一号、第二号、第四号及び第五号、第四十六條、第四十八條並びに第五十一條から第五十四條までを除く。）及び次項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 (最初の委員の任命)

前項第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 (検討)

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業

二 文化及び芸術の振興を目的とする事業

三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

六 公衆衛生の向上を目的とする事業

七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二日

八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業

九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業

十一 事故又は災害の防止を目的とする事業

十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業

十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業

十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業

十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業

二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

内閣総理大臣 小泉純一郎

総務大臣 竹中 平蔵

財務大臣 谷垣 禎一

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章 中間法人の廃止、民法の一部改正等

第一節 中間法人法の廃止（第一条）

第二節 中間法人法の廃止に伴う経過措置

第一款 有限責任中間法人に関する経過措置（第二条―第二十三条）

第二款 無限責任中間法人に関する経過措置（第二十四条―第三十七条）

第三節 民法及び民法施行法の一部改正（第三十八條―第三十九條）

第四節 民法及び民法施行法の一部改正に伴う経過措置

第一款 社団法人、財団法人等の存続等（第四十條―第四十七條）

第二款 経過措置及び一般社団・財団法人の特則

第一目 特例民法法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人の特則（第四十八條―第七十九條）

第二目 特例社団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人の特則（第八十條―第八十八條）

第三目 特例財団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人の特則（第八十九條―第九十四條）

第三款 特例民法法人の業務の監督（第九十五條―第九十七條）

第四款 公益社団法人又は公益財団法人への移行（第九十八條―第一百四四條）

第五款 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行（第一百五五條―第三百三十二條）

第六款 雑則（第三百三十三條―第四百三十三條）

第七款 罰則（第四百四十四條―第四百五十二條）

第五節 非訟事件手続法の一部改正（第四百五十三條）

第六節 法人の登記に関する経過措置（第四百五十四條―第四百六十條）

第二章 内閣府関係

第一節 本府関係（第四百六十一條―第四百六十九條）

第二節 国家公安委員会関係（第四百七十條―第四百七十三條）

第三節 金融庁関係（第四百七十四條―第四百九十八條）

第三章 総務省関係（第四百九十九條―第二百一十七條）

第四章 法務省関係（第二百二十八條―第二百四十六條）

第五章 外務省関係（第二百四十七條）

第六章 財務省関係（第二百四十八條―第二百六十一條）

第七章 文部科学省関係（第二百六十二條―第二百七十七條）

第八章 厚生労働省関係（第二百七十八條―第三百十八條）

第九章 農林水産省関係（第三百十九條―第三百五十八條）

第十章 経済産業省関係（第三百五十九條―第三百九十六條）

第十一章 国土交通省関係（第三百九十七條―第四百四十八條）

第十二章 環境省関係（第四百四十九條―第四百五十六條）

第十三章 罰則に関する経過措置及び政令への委任（第四百五十七條―第四百五十八條）

附則